自立援助ホーム

わだちの家

誰もがリカバリー出来る社会づくり

●自立援助ホームとは

なんらかの理由で家庭に居られなくなり、働かざるを得なくなった義務教育終了後 20 歳未満（場合によっては 22 歳の年度末まで）の子どもたちに生活の場を提供し、暮らしのサポートをするところです。

家庭に近い環境で、就労の支援や相談にのり、社会の荒波に立ち向かっていけるように、子どもたちの成長を側面から応援しています。

（児童福祉法第６条の３及び第 33 条の６）

●ホームの紹介

わだちの家は、人生という道に確かな「わだち」を残してほしいという願いを込めて、2008 年 4 月に和歌山県で初めての自立援助ホームとして開設されました。社会に出てから楽しい生活を送れるよう、入居中に自立のための訓練が出来るような支援を心がけています。

そのために、①問題を解決するには「話し合い」しかないこと②入居者の選択を尊重すること③価値観を押しつけないことを大切な指標としています。ホームを円満に退居する利用者もいれば、そうでない人もいますが、退居したあとも本人が望めば、いつでもホームに帰って来れるように門戸は開かれています。たまに元入居者がやってきて、夕ご飯を食べて帰っていくのも楽しいひと時です。

●支援の流れ

①入居の相談にのります

②入居者の意志を確認します

③入居の契約をします

④ホームで生活します

- 仕事を探し、働いて利用料を支払う
- 将来のために、給料の中から毎月貯金
- 困りごとや悩みはスタッフに相談

⑤巣立ち（退居および退居後支援）

社会に出て自立していく準備ができたら、相談のうえでホームを退居します。退居後も本人が望めば相談にのり、支援を続けます。

●わだちの家の決め事（契約条件）

1.働いて、寮費を支払い、貯金します。

【寮費（利用料）は月額 20,000 円です】

2.社会のルールを守り、ご近所やいっしょに暮らす人達に迷惑はかけません。

3.毎月１回、必ずスタッフと話し合い、自立のための目標や決めごとをします。

※※ 青年期の自立支援における特色 ※※

★児童相談所の措置ではなく、利用者との契約によって入居します。

★<u>18 歳以降</u>も利用が可能です。

★通所支援や一時的な宿泊支援も可能（要相談）

●専門の資格要件を備えた職員が常駐する「ケア付き住まい」機能が強みです。

運営主体（お問合せ先）

特定非営利活動法人トレス

〒640-8471 和歌山県和歌山市善明寺 13 番地

理事長　川口 充紀

TEL&FAX ０７３－４１９－０８８８
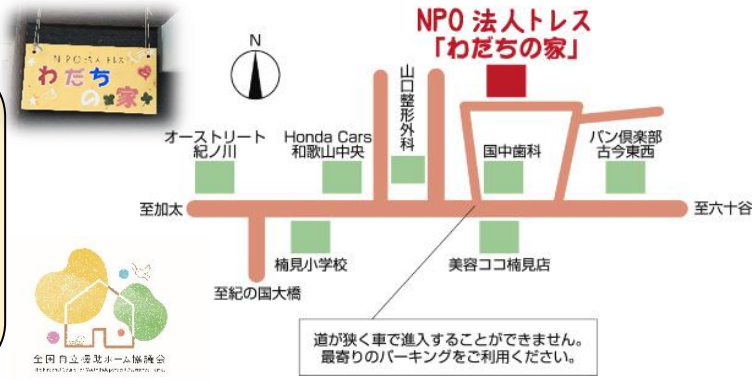
https://npo-tres.wixsite.com/tres